

平成 25 年 1 月 23 日

租税訴訟学会会員 各位

租税訴訟学会会長 山田二郎
研修部会長 大塚一郎

2 月租税判例研究会ご案内

時下いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年 2 月の専門研修講座として、以下の日程とテーマで、租税判例研究会を開催いたしますので、是非ご参加ください。ご出席を希望の方は下記の FAX または電子メールでご通知ください。(メール返信先：info@sozei-soshou.jp)

事前に電子メールで資料をお送りしますので、かならずメールアドレスをご記入ください。なお、開始時間は午後 6 時ですので、ご注意ください。

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成 25 年 2 月 1 日 (金) 午後 6 時 |
| 2. 演 題 | 「会社の代表取締役がその内容を全て決めた、参加を事実上強制された慰安旅行に従業員が参加すると、旅行代金が従業員の所得(給与)になるのか?」
租税訴訟学会受任事件で、一審は判決が二回延期になった末に原告(納税者)敗訴になり、控訴中です。控訴理由書作成に向けて皆様のお知恵をお貸しください。 |
| 3. 講 師 | 弁護士青木康國先生、弁護士坂本正幸先生、税理士木村祐司先生 |
| 4. 場 所 | 弁護士会館 10 階 1002 号室
(切り取り不要です) |

参加申込書

租税訴訟学会 宛 (担当西澤)
(FAX : 03-3586-3602) (電話 : 03-3586-3601)

2 月租税判例研究会に参加します。

ご芳名 _____

メールアドレス _____